

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

対 象 者

①町内在住の方

(ヘルメット購入時において昭和町内に住所を有する方)

②町税の滞納がないこと

(未成年者については保護者が町税を滞納していないこと)

対象となるヘルメット

「SG マーク」 「JCF マーク」

「CE マーク」 「GS マーク」

「CPSC マーク」

など、安全基準を満たしていること

補 助 金 額

上 限 額 2,000 円

(2,000 円未満の場合は、
100 円単位で計算)

※なお、1人 1 個かつ1回限りの補助

※毎年1月1日以降に購入した
自転車用ヘルメットを対象

申請受付期間

令和7年4月1日(火)から

令和8年2月27日(金)まで

※1回でも申請をした事がある方は対象外

※郵送での提出は期限必着

【申請方法】

次の書類を揃えて企画財政課(行政係)へ提出してください

①申請書兼請求書 ※口座が分かる書類(通帳の写し等)を持参又は添付してください

②領収書の写し ※購入に要した経費の支払い手続きが完了したことが分かる書類

③カタログまたはヘルメット全体・安全基準のわかるマークの写真の写し

※領収証等、証明できる書類を紛失した場合は相談してください

【詳細に関する問合せ先】

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2 電話:055-275-8154(直通)

昭和町役場企画財政課 行政係

※申請書類は企画財政課窓口にて配布または町ホームページからダウンロードできます。